

「2026 年度北東アジア経済発展国際会議 in 新潟」開催業務

公募型プロポーザル実施要領

2026(令和8)年7月

新潟県 知事政策局 国際課

1 委託業務名

「2026 年度北東アジア経済発展国際会議 in 新潟」開催業務

2 委託業務について

(1) 目的

北東アジア地域の持続的発展や経済交流の拡大等に向けて、国際情勢の動きも踏まえ、各国の施策展開の検証や政策の方向性について、国内外の研究者等が集まり、討議を行い、北東アジア経済交流に有益なビジネス情報を提供することにより、北東アジア地域における本県の拠点性向上や諸外国との人的ネットワークの形成を目的として開催する。

(2) 業務内容

『2026 年度北東アジア経済発展国際会議 in 新潟』開催業務委託仕様書（別紙 1）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から 2027（令和 9）年 3 月 31 日（水）までとする。

3 見積限度額

6, 7 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 公募方法及びプロポーザル実施要領の交付

本プロポーザルは新潟県ホームページに掲載し、広く提案者を公募する。

(1) 公募方法

新潟県ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/>）に掲載する。

(2) 掲載期間

2026（令和 8）年 7 月 21 日（火）から 2026（令和 8）年 8 月 10 日（月）まで

(3) 交付方法

新潟県ホームページ掲載のファイルをダウンロードするか、次項交付場所にて受領すること。

(4) 交付場所

新潟県 知事政策局 国際課 交流推進第 2 グループ

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県庁 行政庁舎 2 階

電話 025-280-5962（直通）

※ 交付は土・日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに限る。

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、一の法人若しくは本件業務受託のために結成された複数の法人で構成する連合体（以下「連合体」という。）であって、それぞれ次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 法人

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- ウ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第 6 条に掲げる暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- オ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては当該県税の未納がない者であること。

(2) 連合体

- ア 上記(1)アからオに示す要件のすべてを満たす法人により自主的に結成されたものであること。
- イ 連合体を構成する者のいずれの者も、他の連合体の構成員となっていないこと。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

- ア 「2026 年度北東アジア経済発展国際会議 in 新潟」開催業務公募型プロポーザル参加申込書（様式 1）
※連合体の場合は様式 1－2 を使用すること
- イ 県税未納が無い旨の証明書（新潟県の県税の納税義務を有する者のみ）

(2) 提出期限

2026（令和 8）年 8 月 10 日（月）午後 5 時 15 分まで ※必着

(3) 提出場所

「4 (4) 交付場所」と同様

(4) 提出方法

持参又は書留による郵送。

※持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに限る。

(5) 参加辞退

提出後に申込みを辞退する場合は、必ず「4 (4) 交付場所」の連絡先へ連絡するとともに、
「『2026 年度北東アジア経済発展国際会議 in 新潟』開催業務公募型プロポーザル参加辞退届」（様式 5）を電子メールで提出すること。

(6) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、8 月 12 日（水）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

7 実施要領の内容に対する質問の受付及び回答

(1) 質問方法

「質問書」（様式 2）を次項質問提出先へ電子メールで提出すること。

※ 件名は「『2026 年度北東アジア経済発展国際会議 in 新潟』開催業務公募型プロポーザルに係る質問」とすること。

※ 提出後、別途電話（025-280-5962）により提出した旨の連絡を行うこと。

※ セキュリティ対策により、URL が記載された電子メールを受信できない場合があるので留意すること。

※ 企画提案書の審査に係る質問、電話での質問は受け付けないので留意すること。

(2) 質問提出先

新潟県 知事政策局 国際課

電子メール：ngt000130@pref.niigata.lg.jp

(3) 受付期限

2026（令和 8）年 7 月 28 日（火）午後 5 時 15 分必着

(4) 回答

2026（令和 8）年 8 月 3 日（月）までに、新潟県ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正とみなすので留意すること。

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げるところにより企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（7 部）

(ア) 提案書は、A 4 横、横書き、左綴じとし、表紙に「『2026 年度北東アジア経済発展国際会議 in 新潟』開催業務提案書」と記載し、余白に会社名を表示すること。

(イ) 提案書には、次に示す事項を盛り込むこと。

・組織図等実施体制表（関係機関・関係者等との連携・協力について、体制や手法等を記載）

・会場計画（会場内及び周辺のレイアウト、舞台・会場装飾の計画など）

・運営計画

・実施のためのスケジュール計画

イ 見積書（元本 1 部、写し 6 部）

(ア) 任意様式とする

(イ) 可能な限り詳細な内訳を記載すること

(ウ) 発行責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること

ウ 会社概要（様式 3）（7 部）

エ 類似業務実績一覧表（様式 4）（7 部）

(2) 提出期限

2026（令和 8）年 8 月 24 日（月）午後 5 時 15 分まで ※必着

(3) 提出場所

プロポーザル実施要領交付場所

(4) 提出方法

持参又は書留による郵送

上記の電子データ（８（１）ア～エ）を含む電子媒体（CD-ROM 又は DVD-ROM 等）１枚

※ 持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前８時 30 分から午後５時 15 分までに限る。

※ なお、書留により提出する場合は、封筒に「『2026 年度北東アジア経済発展国際会議 in 新潟』開催業務関係書類在中」と朱書きすること。

9 審査及び選定方法等

提出された企画提案書については、「『2026 年度北東アジア経済発展国際会議 in 新潟』開催業務実施に係る公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）で適正・公平に書面審査した上で、受託業者を選定する。

(1) 選定方法

別に定める「『2026 年度北東アジア経済発展国際会議 in 新潟』開催業務に係る提案書の評価基準表」（別紙２）に基づき、審査会が提案内容を審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。

なお、提案者が１者の場合、提案者の得点があらかじめ定めた基準点に達したときは、契約の相手方として選定する。審査は非公開で行う。

(2) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

(3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者に対して文書で通知するとともに、新潟県ホームページにおいて公表する（審査経過については非公表）。

10 事業者選定までのスケジュール

2026（令和８）年 7 月 21 日（火）	募集公示、提案募集開始
2026（令和８）年 7 月 28 日（火）	質問書提出期限
2026（令和８）年 8 月 3 日（月）	質問に対する回答（新潟県ホームページに掲載）
2026（令和８）年 8 月 10 日（月）	プロポーザル参加申込期限
2026（令和８）年 8 月 12 日（水）	応募資格の審査・確認結果通知
2026（令和８）年 8 月 24 日（月）	企画提案書等の提出期限
2026（令和８）年 8 月下旬頃	審査（非公開）・受託事業者決定

11 契約の締結

(1) 契約締結の交渉

県は、審査会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と本業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。

ただし、その者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

なお、採択された事業計画・事業提案は、県との協議により修正・変更を行う場合がある。

(2) 契約期間

契約締結の日から 2027（令和 9）年 3 月 31 日（水）まで

12 著作権等

(1) 本業務の成果品に係る著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその権利は、すべて委託者に無償で譲渡するものとする。

ただし、委託者と受託者の協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについてはこの限りでない。

(2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他権利についての交渉・処理は受託者が調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。

13 その他の留意事項

(1) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する費用（旅費、通信費を含む。）は、提出者の負担とする。

(2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。

(3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された参加申込書、提案書等は返却しない。

(5) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提案書等に使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

【参考】地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。